

令和5年度 第4回旭川市都市計画審議会会議録

発言者	発言内容
諮問事項 議案第1号	旭川市立地適正化計画の見直しについて
会長	議案第1号の旭川市立地適正化計画の見直しについて、事務局から説明願う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市立地適正化計画の見直しについて、意見提出手続の実施結果及び改定案について別紙をもとに説明。 ・旭川市立地適正化計画の関連計画である旭川市地域公共交通計画の概要について別紙をもとに説明。
会長	事務局からの説明について、質問又は意見はないか。
委員	運転手不足という問題がある中でバス路線を維持していけるのかという疑問がある。
事務局	人口減少や運転手不足の中、路線の維持が難しくなっており、立地適正化計画の土地利用と交通計画を結びつけて、どう残していくか、事業者と協議しながら効率的に運行する方法についても検討している。また、運転手の確保に向けては、免許取得に向けた予算的支援も行っている。
会長	他に質問又は意見がなければ、本案件については同意することを審議会の答申とさせていただくがよろしいか。
各委員	よろしい。
会長	それでは、この案件について、同意することを審議会の答申とする。
諮問事項 議案第2号	旭川圏都市計画用途地域の変更について
諮問事項 議案第3号	旭川圏都市計画特別用途地区の変更について
会長	諮問事項の議案第2号「旭川圏都市計画用途地域の変更」及び議案第3号「旭川圏都市計画特別用途地区の変更」について、事務局より説明願う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川圏都市計画用途地域の変更及び旭川圏都市計画特別用途地区の変更について別紙をもとに説明。
会長	事務局からの説明について、質問又は意見はないか。
委員	宅地化する動きはあるのか。
事務局	当該地について宅地造成をする計画がある。
会長	他に質問又は意見がなければ、本案件については同意することを審議会の答申とさせていただくがよろしいか。
各委員	よろしい。
会長	それでは、この案件につきまして、同意することを審議会の答申とする。

発言者	発言内容
報告事項 議案第1号	旭川市都市計画審議会運営要綱（案）について
会長	報告事項の議案第1号「旭川市都市計画審議会運営要綱（案）について」，事務局より説明願います。
事務局	・旭川市都市計画審議会運営要綱（案）について別紙をもとに説明。
会長	事務局からの説明について，質問又は意見はないか。
委員	要綱第7条に会長印の規定があるが，押印省略の動きがある中で，公印を省略することはできないのか。
事務局	都市計画決定を行う際，北海道知事に対し，都市計画審議会の議を経たという証明を書面で提出している状況であり，その書面に会長印を押している状況であるが，公印を省略できるか否かについては，今後，北海道に対し確認したい。
委員	諮問議案第1号の「立地適正化計画の見直し」に係る審議については，他法令の規定による付議案件という位置付けで審議していたという理解で宜しいか。
事務局	そのとおりである。
会長	他に質問又は意見はないか。
各委員	ない。
会長	それでは，今後の審議会は，この要綱に基づき運営するものとする。 以上をもって，議事を終了する。全ての議案が終了したので，これで令和5年度第4回旭川市都市計画審議会を閉会する。